

愛知県企業庁指名停止等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県企業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の契約の相手方として不適切なものを排除し、適切な業者選定をするために、入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、指名停止等とは、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、物品の製造等の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、**入札の対象から除外する等の措置（一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置）**をいう。

(指名停止決定機関)

第3条 指名停止は、愛知県企業庁指名審査会（「以下「審査会」という。）において決定する。

(指名停止等の措置及び期間)

第4条 有資格業者が、別表第1、同第2、同第3及び同第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定めて指名停止等を行う。

2 前項の指名停止が行われたときは、有資格業者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格業者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合において、指名停止の期間は3年を超えることができない。

(下請負人に関する指名停止等)

第5条 前条の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止等を行う。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の**二**以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間（24か月を超えるときは24か月）とする。ただし、別表第2号第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該機関の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

- (3) 指名停止の期間中又は当該期間満了後 1 か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することになったとき（前 1 号、2 号に掲げる場合を除く。）。
3 有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。ただし、24 か月を超えることはできない。
5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
この場合において、別表第 3 の第 1 号から第 4 号までに該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（24 か月を超えるときは 24 か月）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たな指名停止を行うことができるものとする。
6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止等を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は企業庁の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。）が、談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 3 第 2 号又は第 4 号に該当したとき。
(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 3 第 1 号又は第 2 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
(3) 企業庁又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項。以下この要領において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 3 第 3 号又は第 4 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第 8 条 企業庁長は、第 4 条若しくは第 5 条の規定により指名停止等を行い、第 6 条の規定により指名停止の期間の変更若しくは指名停止の解除を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等の事由が企業庁の発注した物品の製造等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(指名停止に至らない場合に関する措置)

第 10 条 企業庁長は、指名停止を行わない場合において、必要と認めるときは、別表第 4 に定めるところにより、当該有資格者に対し、文書又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(情報の公表)

第 11 条 庁長は、指名停止に関する情報を原則として公開するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 愛知県企業庁において公正な契約の執行を妨げたことによる措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 企業庁が締結した契約に係る物品の製造等（以下「県発注物品等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書（物品の製造等）及びその添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 か月以上 9 か月以内
(契約の締結又は履行の妨害) 2 企業庁発注物品等の契約の締結又は履行することを相当の期間妨害したとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 か月以上 9 か月以内
(監督又は検査の妨害) 3 企業庁発注物品等の契約に係る契約担当者の監督又は検査を妨害したとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 か月以上 9 か月以内
(粗雑な物品等の納品) 4 企業庁発注物品等の契約の履行に当たり、過失により粗雑	当該指名停止措置を審

な物品等を納品したと認められるとき（納品された物品等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	査会で決定した日の翌日から 1 か月以上 6 か月以内
5 県内における物品の製造等で前号に掲げるもの以外の契約の履行に当たり、過失により物品の製造等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 6 第 4 号に掲げた場合のほか、企業庁発注物品等の契約の履行に当たり、契約に違反し、物品の製造等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日をした日から 2 週間以上 6 か月以内
7 前号に該当し、違反内容が故意（重過失を含む。）かつ重大であると認められる場合において、企業庁が請求した違約金等を滞納しているとき（同号の措置要件に係る指名停止の期間中に納付が確認されたときを除く。）。	前号の措置要件に係る指名停止の期間終了日の翌日から納付が確認されるまで

別表第 2 贈賄に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 次の(1)又は(2)に掲げる者が、企業庁の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下「役員等」という。） (2) 有資格業者の使用人で(1)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 2 4 か月 2 4 か月
2 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 役員等 (2) 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 3 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内

3 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から
(1) 役員等	3 か月以上 9 か月以内
(2) 使用人	1 か月以上 3 か月以内

別表第3 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 1 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (次号に掲げる場合を除く。)	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内
2 企業庁発注物品に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 8 か月以上 2 4 か月以内
(談合又は公契約関係競売等妨害) 3 役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内
4 企業庁発注物品に関し、役員等又はその使用人が談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 8 か月以上 2 4 か月以内
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1 か月以上 9 か月以内

6 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。)が、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該指名停止措置を審査会で決定した日の翌日から 1か月以上9か月以内
(その他重大な事案) 7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会で決定

別表第4 指名停止に至らない場合に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
1 やむを得ない理由による履行遅滞等により、契約の履行の妨げとなる行為を行ったが、今後は履行される見込がある場合。	口頭注意
2 やむを得ない理由による履行遅滞等により、契約の履行の妨げとなる著しい損害を与えたが、今後は履行される見込がある場合。	文書注意